

再生土問題に関する検証委員会に係る申し合わせ（案）

平成19年 3月28日

（設置）

- 1 城陽市山砂利採取跡地において再生土と称する建設汚泥処理物が搬入された問題について、これまでの対応等を検証し、必要な取組を進めるため、再生土問題に関する検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

- 2 委員会は、次に掲げる事項について、検証・検討を行うものとする。
 - (1) 山砂利採取跡地に搬入された再生土に係る対策
 - (2) 山砂利採取跡地に産業廃棄物を搬入させないための対策
 - (3) 地下水への影響に係る市民の不安に対する方策

（組織）

- 3 委員会は、別表 1 に掲げる委員及び別表 2 に掲げるオブザーバーで構成する。

（委員長）

- 4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

（会議）

- 5 会議は、委員長が招集し、主宰するとともに、必要があると認めるときは、委員、オブザーバー以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

- 6 委員会に関する庶務は、京都府及び城陽市が共同で処理する。

（その他）

- 7 この申し合わせによるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(別表 1)

楠見 晴重	関西大学工学部教授
寺島 泰	京都大学名誉教授
中室 克彦	摂南大学薬学部教授
見上 崇洋	立命館大学政策科学研究科教授
水野 武夫	弁護士(立命館大学法学研究科教授)
森澤 眞輔	京都大学工学研究科教授
山田 優	大阪市立大学名誉教授
横山 卓雄	同志社大学名誉教授
藤城 進	京都府企画環境部長
木村 幸人	京都府山城広域振興局企画総務部長
栗栖 俊次	城陽市助役

(別表 2)

財団法人城陽山砂利採取地整備公社
環境省近畿地方環境事務所

検証委員会の運営について（案）

（会議の公開の基準）

当会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号及び城陽市情報公開条例（平成14年3月29日城陽市条例第8号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、公開するものとする。

【参考1】：京都府情報公開条例第6条各号に規定されている情報

- 1 個人に関する情報（第1号関係）
 - ・ 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの等
- 2 法令秘情報（第2号関係）
 - ・ 法令、条例により公開が禁じられている情報等
- 3 法人等に関する情報（第3号関係）
 - ・ 公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの等
- 4 審議、検討又は協議に関する情報（第4号関係）
 - ・ 公にすることにより、素直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等
- 5 事務事業支障情報（第5号関係）
- 6 個人の生命等の保護に関する情報（第6号関係）
- 7 公共の安全等に関する情報（第7号関係）
- 8 非公開約束情報（第8号関係）

【参考2】：城陽市情報公開条例第7条各号に規定されている情報

- 1 法令秘情報（第1号関係）
 - ・ 法令、条例により公開が禁じられている情報等
- 2 個人情報（第2号関係）
 - ・ 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの等
- 3 法人等の事業活動情報（第3号関係）
 - ・ 公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの等
- 4 審議、検討・協議に関する情報（第4号関係）
 - ・ 公にすることにより、素直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等
- 5 行政運営情報（第5号関係）
- 6 犯罪予防・捜査等に関する情報（第6号関係）
- 7 任意提供情報（第7号関係）

傍 聴 要 領 (案)

平成19年 3月28日制定
再生土問題に関する検証委員会

1 検証委員会の開催の周知について

- (1) 検証委員会の開催は、公開・非公開にかかわらず、原則として会議開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府及び城陽市のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センター及び城陽市行政情報コーナーにおいて閲覧に供する等により周知することとします。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、可能な限り速やかに周知するものとします。

- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴定員、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により決定します。
- (3) 定員を超えない場合については、会議の開会予定時刻まで先着順で傍聴受け付けます。
- (4) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので、着用の上、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他の示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に会議の委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。不明な点は、係員にお聞き下さい。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

(別記様式)

<p>傍聴証</p> <p>再生土問題に関する検証委員会</p> <p>平成 年 月 日</p>
--